

○幸田町成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成 17 年

第 5 号

改正 平成 24 年第 47 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき町長が行う成年後見、保佐又は補助（以下これらのものを「成年後見等」という。）の開始に係る審判の申立て（以下「審判の申立て」という。）及びその申立てに要する費用の助成並びに家庭裁判所が成年後見人、保佐人又は補助人（以下これらの者を「成年後見人等」という。）を選任した後における成年後見人等に対する報酬（以下「報酬」という。）の全部又は一部の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 町長による審判の申立ての対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 成年後見制度の利用を必要としている認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者であって、判断能力が不十分であるもの
- (2) 四親等内の親族（第4条及び第5条において「親族」という。）がいない者又はこれらの者による審判の申立ての見込みがない者

(審判の申立ての要請)

第3条 次に掲げる者は、対象者が成年後見制度の利用を必要とする状態にあると判断したときは、審判の申立てをするよう町長に要請することができる。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業に従事する職員、同法第15条に規定する所員、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する介護保険施設並びに同条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業及び同条第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業に従事する職員
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所の職員及び地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の職員
- (3) 民生委員
- (4) その他対象者の日常生活のために有益な援助をしている者

(対象者及び親族の調査)

第4条 町長は、前条の規定による要請を受けたとき又は必要と認めるときは、対象者に面接し、次に掲げる事項を総合的に調査するものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力
- (2) 対象者の生活状況及び健康状況
- (3) 対象者の親族の存否及び当該親族が審判の申立てを行う意思の有無
- (4) その他対象者の福祉を図るために必要な事項

(審判の申立ての説明)

第5条 前条の規定による調査の結果、対象者の親族が確認されたときは、町長は、当該親族に対して審判の申立ての必要性を説明し、親族による審判の申立てを促すものとする。

(町長による審判の申立て)

第6条 町長は、第4条の調査により必要と認めるとき又は同条の調査をすることができない急迫の事情がある場合で対象者の福祉のために必要であると判断したときは、審判の申立てをすることができる。

(審判の申立ての手続)

第7条 審判の申立てに係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等は、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判の申立てに関する費用負担)

第8条 町は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判の申立てに係る費用（次条において「審判申立費用」という。）を負担する。

(審判申立費用の求償)

第9条 町長は、審判申立費用に関し、町が負担した審判申立費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

2 町長は、前項の命令があったときは、対象者に対し、当該審判申立費用を求償するものとする。

3 対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず求償をしないものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者（次条第1項第1号において「被保護者」という。）
- (2) 審判申立費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者（報酬の助成）

第10条 町長は、第6条の規定による審判の申立てにより、成年後見等開始の審判を受けた

対象者又は町内に転入した者で転入前の住所地の市区町村長が審判の申立てを行い市区町村から報酬の助成を受けていたもの（以下これらの者を「成年被後見人等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該成年被後見人等に対し、報酬の全部又は一部を助成することができる。

（1） 被保護者

（2） 報酬の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者

2 前項の規定により助成する金額は、家庭裁判所が決める金額の範囲内とし、特別養護老人ホーム等の施設に入所している場合にあっては月額1万8,000円以内、在宅で生活している場合にあっては月額2万8,000円以内とする。

（助成の申請）

第11条 報酬の助成を受けようとする成年被後見人等は、成年後見人等報酬助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（1） 成年後見等報酬付与の審判書謄本の写し

（2） 成年後見事務報告書の写し

（3） 財産目録書等の写し

（助成の決定）

第12条 町長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、助成の可否を決定し、成年後見人等報酬助成決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該成年被後見人等に通知するものとする。

（助成金の支払）

第13条 町長は、前条の規定により報酬の助成に係る決定をしたときは、当該決定に係る助成金を当該成年被後見人等に支払うものとする。

（成年後見人等の報告義務）

第14条 報酬の助成を受けている成年被後見人等の成年後見人等は、当該成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに町長に報告しなければならない。

（助成の中止）

第15条 町長は、成年被後見人等の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき若しくは著しく変化したときは、助成を中止し、又は助成の金額を増減する。

（助成金の返還）

第16条 町長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるときは、その者に対して、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 町長は、成年被後見人等の死亡時において、当該成年被後見人等の相続財産があることが

判明したときは、相続人に対して助成金の返還を請求することができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年第47号）

- 1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 成年後見人等報酬助成申請書及び成年後見人等報酬助成決定（却下）通知書の様式については、改正後の幸田町成年後見制度利用支援事業実施要綱様式第1号及び様式第2号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

様式第1号(第11条関係)

成年後見人等報酬助成申請書

年　月　日

(宛先) 幸田町長

次のとおり、報酬の助成に係る申請をいたします。

申 請 者 (成年被後見人等)	氏名	印	性別	男・女
	住所		電話番号	
	生年月日	年　月　日	年齢	歳
成年後見人等	氏名	印	電話番号	
	住所			
成年後見等の内容	成年後見	保佐	補助	
申請理由				
申請額	円(　年　月分～　年　月分)			
家庭裁判所が決定した報酬額	1月当たり　　円			
支払希望 金融機関 ※ 成年被後見人名義	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合		
	預金種別	1 普通	2 当座	口座番号
	ふりがな 口座名義			

添付書類

- 1 成年後見等報酬付与の審判書副本の写し
- 2 成年後見事務報告書の写し
- 3 財産目録書等の写し

様式第2号(第12条関係)

成年後見人等報酬助成決定(却下)通知書

年 月 日

(成年被後見人等)

様

幸田町長

印

年 月 日付けで申請のありました報酬の助成については、次のとおり決定
(却下)します。

成年 被後見人等	住 所			
	氏 名	(年 月 日生)		
報酬助成額		円		
助成額内訳	月 額	円		
	期 間	年 月分～ 年 月分		
支 払 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀 行 信 用 組 合 信 用 組 合 農 業 協 同 組 合		
	預 金 別	1 普通	2 当座	口座番号
	口 座 名 義			
却下理由				